

議案第 17 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 38 条」を「第 38 条の 2」に改める。

第 6 条第 6 項中「一般区営住宅」の次に「及び特定区営住宅」を加える。

第 8 条第 2 項中「別途の抽選」を「別に定める方法」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人」を「緊急連絡先となる親族等（以下「緊急連絡人」という。）」に改め、同号ただし書中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同項第 2 号中「2 月分」を「3 月分」に改める。

第 12 条第 5 項中「の属する月」を削る。

第 38 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法第 32 条第 3 項に規定する法定利率」に改める。

第 2 章第 1 節中第 38 条の次に次の 1 条を加える。

（定期使用許可）

第 38 条の 2 区長は、住宅政策上特に必要があると認める場合は、使用申込みをした日において規則で定める年齢であることその他区長が別に定める条件を具備する者に、5 年を超えない範囲においてあらかじめ規則で定める期間に限って特定区営住宅の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）に係る特定区営住宅の規格、使用申込者の資格の制限その他必

要な事項は、区長が別に定める。

- 3 定期使用許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。
- 4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 5 前項の説明を受けた使用予定者は、第10条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。
- 6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該特定区営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 定期使用許可をした場合においては、第9条第6号及び第7号、第22条、第30条、第31条第2項、第32条並びに第34条の規定は適用しない。
- 9 第27条又は第3項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に同条又は第29条第1項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該特定区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は、当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

第42条後段を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条第6項及び第8条第2項の改正規定並びに第38条の次に1条を加える改正規定 板橋区規則で定める日

(2) 付則第3項の規定 公布の日

- 2 この条例による改正後の東京都板橋区営住宅条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用申込みについて適用し、同日前の使用申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

区営住宅の使用申込みに係る連帯保証人及び保証金並びに明渡請求を行う際の利息に関する規定を改め、定期使用許可に関する規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要がある。